聯盟脱退の經緯

631
252

0010706000

0010706-000

６３１－２５２

聯盟脱退の経緯

陸軍省調査班・編

陸軍省調査班

昭和８

ABJ

聯盟脱退の經緯

昭和八年三月二十八日
陸軍省調査班

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ愼重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇內ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

63/-252.

目次

一 緒言……一頁
二 昭和七年十二月上旬の總會より一月中旬に至る聯盟經過の概要……四
三 一月中旬より代表引揚げに至る迄の經過……七
緯……一月二十二日より同月二十四日帝國代表コムニユケ發表に至る迄の經
帝國代表及事務局間に於ける交渉經緯……
交渉決裂より帝國代表引揚げに至る迄の經緯……
四 結論……一九
附錄第一 決議及理由書(議長宣言案)一覽表
附錄第二 國際聯盟總會報告書拔萃……二六

附錄第三　國際聯盟總會報告書に對する帝國政府聲明書……五一
附錄第四　國際聯盟脫退に關する外務大臣通告文……六五
附錄第五　內閣總理大臣告諭……六七

聯盟脫退の經緯

一　緒言

昭和六年九月十八日滿洲事變勃發以來、國際聯盟は事變に關與し、一年有半の長きに亙り審議討論を續けて來たが、結局何等圓滿妥當なる解決手段を發見するに至らず、帝國は遂に聯盟を脫退して彼等の反省を促さざるを得ざるに至つたのは、聯盟の爲惜しまざるを得ない所である。

而して既往に於ける聯盟の所爲を通觀するに、認識不足なる空理空論に終始し、帝國正義の主張を容るゝの明なく、支那側傳統政策たる以夷制夷政策の飜弄する所となり、益〻彼をして增長せしめ、紛爭の解決を困難ならしめ、其權威を失墜し、過去に於て最も聯盟に忠實にして世界平和に貢獻し來りし帝國をして、脫退の擧に出でしめし所以の者は、聯盟其物が正義人道に基づきて行動せざりしに依る所である。即ち輕卒に事件を取

り扱ひ、輕卒に批判し、輕卒に判斷し、輕卒に結論を求め、而して輕卒に之が實現を策した。即ち聯盟構成國中、本紛爭に當り事毎に反日行動に出でたる歐洲小國の如きは、極東の問題に就ては何等理解なく、且無責任の輩であつて、唯事件發生の外廓のみを見て之を歐洲の例にあてはめて裁斷し、他方以て自已擁護の資となさんとする等、極めて輕卒不純なる態度を以て本紛爭を議して居る。又歐洲の諸大國の大部分は、極東の事情に關し認識する所あるべきにも拘らず、帝國の行動が正々堂々たる自衞權の發動なることも、滿洲國の存立が東洋平和の根源なることも、總て目をかくし耳を覆ふて問題を解決せんとして居る。蓋し此等大國は、其歐洲に於ける外交政策上聯盟の力を弱むるを欲せざると共に、大國自身亦是等小國の支持を受けて辛くも現狀を維持しあるの狀態なるを以て、聯盟組織の信奉者たる小國の立場を無視し得ないからである。

斯くの如き不純不眞面なる動機のもとに、構成各國が日支の紛爭を論議しあるのみならず、聯盟の認識の不足なる、歐洲の現狀をとつて直に之を極東に擬し、以て聯盟規約の適用を企圖して居る、即ち歐洲の如きは早くより近代文明の惠澤を受け、如何なる小國と雖國家の形態機構は近代國家としての體裁を具備して居り、大小多數の國家が密に其國境を接して居る。然るに極東に於ては、近代國家としての資格體裁を具備しあるは、僅に帝國あるに過ぎない。支那の如きに至つては、其眞政府が果して何れなるや不明であつて、彼のリットンすら其紛亂を認めて居る、即ち內には地方的主權割據し、而も治安は常に紊れて居る、之を前記歐洲の整然たるに比すれば天地霄壤もたゞならない。

故に規約の適用に當りては、斯くの如き事態に對し十分なる認識を遂げ、現實に即せる適用を爲すべきであつて、帝國が規約適用に際して伸縮性を有せしむべきことを主張せるは實に此謂である。然るに聯盟は此點に關して何等考慮せられたるあるを見ない。從つて極東の現情に合はない方法を以て其平和に資せんとするのであるから、到底其目的を達せざるは無論のこと、惹いて紛爭を益〻深刻ならしむるは理の當然であつて、聯盟を以て平和の攪亂者なりと謂はざるを得ざるも實に玆に存する。帝國は過去一年有半に亙

り、隱忍に隱忍持重に持重を重ねて聯盟の啓發是正に努め來つたが、遂に其蒙を開かず、帝國の斷じて許容する能はざる勸告をつきつくるに至つた。事既に茲に至るに於ては帝國は最早忍ぶことは出來ない。是れ帝國の脫退して以つて彼の反省を促さざるを得なかつた所以である。

左に本年一月下旬以來の聯盟討議の經過を記述して參考に資したいと思ふ。

リットン報告書審議開始より本年一月二十一日に至る迄の經過に關しては、當班發行の「聯盟總會に直面して」及「最近に於ける日支紛爭と國際聯盟」を參照せられたい。

二　總會より一月中旬に至る聯盟經過の概要

舊臘より本年一月中旬に至る迄の聯盟の經過に關しては、「最近に於ける日支紛爭と國際聯盟」に詳細記述してあるが、本稿に於ては便宜上其梗概を述べて爾後記述の前提とする。

昭和七年十二月六日より九日に亙り開會せられたる聯盟總會は、之を要するに各國の徒らなる空論に終始したる他、紛爭の解決に關し何等の決定を見ることなく、之を十九人委員會に附託し、十九人委員會は十二月十二日より開會し、十五日一の決議案を得た。而して該決議案は、更に帝國の修正案に基き折衝の結果、新に十二月二十日の決議案と稱せらるゝものを得た。而して此兩決議案は、共に到底帝國の受諾し得べき性質のものでなかつた。そこで杉村事務次長は、帝國代表部と連絡の上、一月四日以來屢〻ドラモンド事務總長と折衝を重ね、一月十四日杉村ドラモンド案と稱せらるゝ決議案及宣言案を得た。該案は前記昨年末作製の草案に比すれば、著しき改善の跡が認められ、米蘇招請及其他二三の點に於て修正を要すべきものある他、大體に於て受諾し得べき性質のものであつた。

而して一月十八日の十九人委員會に於て、帝國代表は杉村ドラモンド案は、帝國の絕對に受諾し得ざる米蘇の招請の他、二三の修正を施すに於ては、之を受諾し得る旨を通告した。然る所委員會は、非聯盟國の參加拒絕は、聯盟規約尊重の法理的且政治的論據あ

るを以て、之を認むる代りとして、昨年十二月十五日決議案中より、非聯盟國招請を取り除く他、同決議案全部の受諾を要求した。

右十二月十五日の決議案及理由書が、帝國の到底受諾し能はざるものであることは、該決議案作成以來明瞭なるにも拘らず、斯くの如き態度に出でしは、極めて不眞面且不信の行爲と謂ふべく、十九人委員會果して和協に誠意ありや否やを疑ふものである。然れ共帝國の平和を重んずる、尙難きを忍んで解決の道を求めんとし、代表部は十九日其責任を以て非聯盟國招請を除く他、杉村ドラモンド案全部を認容する試案を聯盟に通告したが、二十日の十九人委員會は何等の決定を爲さず、二十一日の委員會に於ては、最早和協の手段なきものとし、遂に第十五條第四項適用準備に取りかゝることゝなつた。

以下一月二十一日以降に於ける交渉經緯を述べることゝする。

註　十二月十五日決議案及理由書は附錄第一にあり

三　一月中旬より代表引揚げに至る迄の經緯

一　一月二十二日より同月二十四日帝國代表コムニユケ發表に至る迄の經緯

一月二十二日（壽府一月二十一日）開催の十九人委員會は、愈〻和協解決の手段なきものとして、第十五條第四項に移ることゝし、其準備に著手すると共に、第四項適用に至りし經過を明かにせる左の如きコムニユケを發表した。

聯盟委員會のコムニユケ

委員會は、日本代表が事務總長になしたる言明により、日本政府が非聯盟國招請の條項を削除するも十二月の本委員會決議原案を受諾する用意なき事を認めた。委員會は決議原案に對する日本及支那よりの同案修正に關する、新しき提案を考慮したが、本委員會は當事國のいづれに對しても容認し得るが如き決議案を、提議することの不可能なる旨を聲明するより外なきに至つた。問題解決に當り、米露兩國を招請するの重

要なることは、本委員會竝に支那代表の等しくこれを認めてゐるところであつて、もし日本案の意味する如く、本委員會が十二月十五日の決議原案の他の條項にも同時に修正を加へなければならぬとすれば、單に日本のみの要請により米露兩國招請の條項を削除することは不可能である。更に本委員會は、決議に付隨する理由書を總會議長が委員會に代つてなす議長宣言の形式とすることを容認しても、兩當事國はこれに對し留保聲明を提出する自由を有し、日本政府は本委員が十二月十五日に作成せる原案に修正を加へずしてこれを受諾しないであらうことを認めた、日本政府は此最近の提案において原案に對して數箇條の重大なる變更を加ふべきことを求めたが、委員會は其變更を容認し能はざるものと認めた、此等の狀況の下において、委員會は總會に對して本紛爭解決の爲の方法を提案せんとする企圖が、本委員會に關する限り現在のところ失敗に終つたものと感じた、是に於て委員會は總會も亦一九三二年三月十一日の決議の第五項中の第三に基き、負はされて居る其任務の性質に鑑み、委員會と同樣な

る結論に依て導かるべしとの假定を考慮することを餘儀なくせられ、直に聯盟規約第十五條第四項の規定する報告作成の準備を開始することに決定した、聯盟規約第十五條第三項による和協手續は、總會の決定に依らざる限り結了したものと認め得られざるを以て、本委員會は當然紛爭兩當事國が今後尙通達を欲するところあるべき、如何なる提案をも歡迎せんとするものである。尙來週月曜日本委員會續開を可能ならしむるため、同日開催の筈なりし第七十理事會第一日會議は、その翌日二十四日に開催することに決定せられた。

次で翌二十三日にはイギリス、フランス、スペイン、チエツコスロバキヤ、スエーデン、ドイツ、ベルギー、イタリー、スエスの九ヶ國より成る、第十五條第四項に基く報告書起草委員會を任命し、同委員會は二十五日より起草に著手した。

而して二十四日に、帝國代表は左の如きコムニユケを發表して、杉村ドラモンド試案成立以來の經過を發表し、帝國の公明なる立場を世界に宣明した。

日本代表部は、聯盟における日支紛爭事件に關する審議が、到達した現在の段階を考慮したる結果、代表部が現在に至る迄維持し來つた見解を、公にすることを妥當と信ずるに至つた。先第一に日本代表部は去る十二月以降行はれた交渉の各樣相を簡單に想起せんと欲するものである、十二月十五日十九國委員會委員長イーマンス氏は、日本代表部に對して、二個の決議草案竝理由書草案を通告し來つた。

右草案を本國政府に移牒せる後、日本代表部は十二月十七日、日本政府が必要なりと思料した草案に對する修正案を提出した、此修正案は、特に和協手續のために規定された委員會に、非聯盟國が參加すべき招請を削除し、且問題の根本的基礎に關して偏見を示せるものと思はれたる、理由書第九項の削除を含むものであつた、然して右の後間もなく十九國委員會各委員は、ジユネーヴを去るの必要を生ずるに至つたので、十九國委員會は委員長及事務總長に對し、日本代表部と接觸を保ち協定に到達し得べき基礎を見出すべき任務を委任した、而して十九國委員會の決議案に基き、且日本政府の修正提案を考慮に入れたる非公式交渉は、一月四日を以て開始せられた。此等豫備交渉の結果、日本代表部は一月十三日新なる二個の決議と議長による宣言の草案を提出し得るに至つた。此議長宣言は、十九國委員會によつて企圖された理由書草案に代らしめんとするものであつた。

此手續きは交渉の他の各當事國もこれを知つた上で取られたものである、從つて日本代表部は十九國委員會に對して、他の政府が此草案に對してなさざるべからずとした、修正に關する日本政府の見解を通告した。

然しながら十九國委員會は此草案を承認し得ずとなし、次で日本政府に對し、若し非聯盟國に對する招請が削除されゝば十二月十五日の原草案を受諾する意向なりや否やを問合せて來た、よつて日本代表部は委員會の此要求に關して、直に日本政府に通告した、此提案が日本政府に提出されて居る間に、日本代表部は委員會の數次の要求に

應じ、且其事業を出來得る限り進行せしめんと欲し、自己の責任において新なる提案を提出した。而して此提案の內容を通告されるや、日本政府は直に之を追認したものである、日本代表部は十九國委員會が到達した見解を考慮に容れ、一方において上述會談の結果成立した試案を受諾すると共に、(非聯盟國に對する招請條項の削除をも含み)他方苟くも解決案は聯盟規約バリ條約、九箇國條約の條項に合致すべきである旨の一項を挿入し、之に依つて十九國委員會の各委員の希望に副ふべきことを提議した。斯くして此日本の新提案は遙かに多く委員會の見解に一致するに至つたものであり、之に依つて諒解に到達し得るものと期待された、然し十九國委員會は此日本の提案を受諾し得なかつた。日本代表部が反對した主要點は左の通りである。

一　非聯盟國の理事會乃至總會の事業に對する參加

日本政府は此點に聯盟に取つて一大重要性を有する組織法上の問題が存するものと確信する、十九國委員會も亦此見地に同意すべきである、斯かる原則上の問題は交渉の主題となるべきものでない。

二　日本政府にとつて受諾し得ざる第二の點は、理由書第九項中に含まれた宣言である、日本政府は、右宣言が直接に其根本政策を攻擊し、其結果として日本政府を非難するものであると思惟する事である。斯かる態度は聯盟總會が日本政府の協力せんと欲する和協の事業を遂行せんと企圖して居る際に當つて、極めて遺憾とすべきものである。委員會が斯かる宣言を支持することは、聯盟內において具現されてゐる國際的協力の目的に反するものであらう、日本政府は一方理由書第九項の削除を固執すると共に、聯盟規約バリ條約の原則保持の趣旨をも宣言することに異議がない。日本政府は斯かる性質の點に關して、和協手續が失敗に歸するが如きは遺憾であると思惟するものである。

二　帝國代表及事務局間に於ける交渉經緯

前述の如く一方に於ては、第四項適用に關し著々として其歩を進めつゝあつたが、他方

帝國代表及聯盟事務局は、尙和協解決の望みを捨てず、杉村事務次長は、帝國代表と連絡の上、ドラモンド總長と協議の結果、十二月十五日の決議案及理由書を基礎として更に折衝を重ねた。即ち一月二十六日に於ける所謂杉村ドラモンド新案(附錄第一)はこれである。本案は十二月十五日の決議案を附錄第一の如く改め、理由書を其儘存置し、之を議長宣言の形式に改め、該宣言中の第九項末項、十九人委員會は「本件紛爭の特別なる事情に顧み、一九三一年九月十八日以前の狀態に復歸することは、永久的解決を企圖する所以にあらざるを思ふと共に、滿洲に於ける現政權の維持及承認は問題の解決と看做すことを得ざることを信ず」との點に對し、帝國は之に對し反對宣言を爲すと言ふ案である。

而して右の案と同樣なる申出でが二十七日駐日英國大使より內田外相にあつた。

本案に於て特に問題視すべきは、議長宣言案第九項である。而して議長宣言案第九項は、滿洲國不承認の趣旨を直接明確にしてあるものであるから、とりもなはさず滿洲國に承認を與へたる帝國の政策を非難せるものである。議長宣言は固より法理的に拘束力なきを以て、一部には之を以て滿足すべしとの說ありしも、既に滿洲國承認は儼然たる事實にして、假令議長宣言は法理的拘束力なしとするも、今や聯盟の行動たるや單に條規に拘泥せず、政治的壓力を以て帝國に相對するに至れるものなるを以て、帝國としては反對宣言に依り之を留保するとするも、帝國の主張を貫徹することを得ず、認容し得る所でない。

然れども帝國としては和協の精神に鑑み、何處にか適當の妥協を得んことを庶幾し極力努力するが。萬一妥協失敗に終り第四項の適用を見るに至るも、帝國は何等恐るゝ所はない。而して斯くの如き場合に於ける帝國の態度に就ては、報告書の內容に依つて決定すべく我が所信斷行の爲には、事變勃發以來確乎たる決心を有して居る。以上の方針に基き更に折衝の結果、二月四日附錄第一の如き新案を得た。

本案は、決議案第四項に「其後發展し居れる事態に調和して」(en les harmonisant avec

les évènement, qui se sont déroulés) なる字句に依つて緩和せられて居るので、此他同樣の主旨に依つて一二修正を加へ、更に議長宣言第九項が、滿洲國不承認の原則を確立したるものにあらずとする解釋的宣言を爲すに於ては、帝國の互讓的精神に依り、先づ受諾し得べき性質の案であつた。

三　交渉決裂より代表引揚げに至る迄の經緯

以上の方針に基づき帝國代表は二月四日の新草案を補修訂正せる日本案を作成し、之に基き事務局側と數次の交渉を重ねたが、二月九日十九人委員會は會議の結果、日本代表部にドラモンド事務總長より書面を以て、帝國は支那の滿洲に對する主權を承認して和協に應ずるや否やを問ひ合すと共に、口頭を以て日本軍の熱河進出の意志の有無を質問して來た。

事茲に至つては最早和協解決の手段全く絶えたりと謂ふべきである。蓋し滿洲國の承認は嚴然たる事實にして、帝國の之が維持確立は既定の方針であり、最早絶體に動かすことの出來ない日本の國策となつてゐることは、屢〻中外に宣明してゐることであり、帝國代表も特に此點に關しては一切主張を抑げることが出來ぬと、口を酸くして力說したところであるにも拘らず、前記の如き質問の擧に出でたるは、既に和協に關する誠意を失ひたるは勿論、帝國に對し非禮極まるもので、吾人の忍び得る所でない。而して斯くの如きに於ては事實上和協解決は最早望みなく、帝國としては重大なる決意を表すべき時機到來せるものである。帝國政府は以上の如き非禮なる委員會の態度に接し、十三日次の如き內容より成る回答を發して其反省を促した。

一　事務總長より質疑の點は、日本政府に於て數回に亙り、且明確なる聲明を爲したるものであり、且帝國代表も亦事務總長、十九人委員會議長並に國際聯盟理事會及總會に對し、口頭及文書を以て十分說明の勞を執り來りたるものである。

二　日本政府は、滿洲國獨立の維持及承認が、現狀の紛爭に對する極東平和と兩立し得べき唯一の解決であつて、且總ての問題は右の件を基礎として、日支の間に於て

解決せらるべきものと信じて居る。

三　事實問題として事務總長及十九人委員會議長は去る一月十八日帝國代表に對し、議長宣言草案の滿洲國承認の項に關する日本の態度を闡明する爲、日本政府に一方的聲明若は留保を爲しては如何と提案せられたるは、十九人委員會が滿洲國に對する、帝國の態度を十分理解せられあるの結果と謂ふべく、本事實は二月四日の公式コムニユケ（第七頁參照）に確認せられて居るものではないか。

四　リツトン報告書提出以來滿洲國は鞏固に確立せられ、同地方住民の不斷の支持を贏ち得たる結果、日本に依り獨立國家として承認せられたる今日、同國の繼續を考慮外に置くは現實の事態に適應せざるものである。

一方起草委員會をして起草せしめつゝありたる報告書は、十一日脱稿帝國政府に手交せられ、十七日之が發表を見た、其内容は別項附錄第二の如きものである。

本報告書に對する詳細なる意見は、附錄第三帝國の聲明書に委曲記述せられあるを以て

之を省略するが、九月十八日以降の事態を以て帝國の自衛權の發動と認めざるが如き、帝國軍隊の撤退を高唱するが如き、滿洲に於ける支那の宗主權を認めて滿洲國の存在を否認し、自治制度を以つて之に代らしめんとするが如き、而して其治安維持を憲兵に委せんとするが如き、報告書其物が現實の事態に即する解決案にあらざるは勿論、中には帝國を誹謗するが如き點すら存するものであつて、到底帝國の受諾し得べからざるものである。茲に於て廟議は二月二十日愈〻脱退の措置を採ることに決定し、二十二日附錄第三の如き聲明書を發した。

而して聯盟總會は二月二十一日及同二十四日の兩日に亙つて開會せられ、二十四日關係各國四十四國を以て勸告を含む報告案の採擇表決を行ひ、該報告書は東洋の友邦シヤムが棄權したる他、四十二對一票を以て採擇せられた。

而して帝國代表は採擇後報告書反對の聲明を爲して退場、翌二十五日帝國代表は巴里に引揚ぐるに至つた。

爾後政府は聯盟脱退の準備に著手し三月二十七日には遂に樞密院本會議に於て全會一致御諮詢案を可決せられ帝國は直ちに附錄第四の如き國際聯盟脱退に關する通告を外務大臣より國際聯盟事務總長に對し電報した。

之れに關し二十七日畏くも詔書を御渙發あらせられたことは寔に恐懼感激に堪へざる所である。又齋藤總理大臣は附錄第五の如き告諭を發して難局に處し必ず轉禍爲福の成果を收むる歴史的自信ある國民に對し擧國一致更生の意氣を以て邁進すべきを示す所があつた。

四　結　論

過去一年有半聯盟の蒙を啓くべく、隱忍に隱忍自重に自重を重ねたる帝國の努力も水泡に歸し、帝國は遂に不純なる彼等の反省を促すべく聯盟を脱退するに至つた。

思ふに極東の平和を維持して東洋民族の安寧幸福を圖るは、維新開國以來否建國以來の帝國の念願であり國是であつた。而して滿蒙の天地が帝國の生命線であることも亦極東

平和攪亂の淵源であつたことも、史を見るものは直に首肯し得る所である。遠き古は之を措き日清日露の兩役の原因は何處に存して居つたか、而して帝國は兩役に於て國運を賭し全國力を傾倒して、僅に其目的の一部を達したのではなかつたか、然るに暴虐なる支那軍閥は此滿蒙より帝國を驅逐し、我が正當の權益を剝脱せんとして挑戰暴戾至らざるはなかつた。我が帝國の行動が正々堂々たる自衛權の發動であることは俯仰天地に愧ぢざる所である。而して是等舊軍閥の一掃と共に、多年其苛政に苦しめられし滿蒙三千萬の民衆の輿望は、搾取なく苛斂なく誅求なき王道政治具現の樂土として、滿洲國を建國したのである。新滿洲國の建國は嘗ては極東のバルカンと稱せられし滿蒙の天地を、極東平和の鎖鑰と一變せしめ、其健全なる發達は東洋民族安寧の永遠の護りである。

然るに聯盟は此事實を無視し且蹂躙して、不純なる動機のもとに帝國の到底受諾し能はざる勸告書を突き付くるに至つた。

事茲に至つては帝國は到底默する事を得ない、帝國が敢然脱退の擧に出でゝ其反省を促

さんとするも蓋し止むを得ざる所である。

過去一年有半に亙り帝國は時には屈辱とも壓迫とも解せらるゝ中に在つて、隱忍自重聯盟の謬見を是正するに努め來つた、是實に大國の襟度として、又帝國民の天性として平和を重んずるが故であつて、聯盟規約の公明正大を確立し、其權威を保持せんとするの誠意に他ならない。

然るに聯盟は此誠意を無視し、帝國に向つて其所信を枉げしめ、既成の光明ある事實を故らに既往蒙昧の時代に遡らしめんとし、帝國の毅然たる態度に接するや、或は道德的制裁を云爲し或は委任統治の奪回、更に甚しきに至つては經濟封鎖をすら論議するものすらあるに至つた。

斯くの如き横暴非道を敢てするに於ては、聯盟は最早平和の機關たるの性能を失ひ、紛爭助長の機關に一變せるものと謂ふべきである。

前述の如く極東平和の保持は帝國の念願であり、帝國の使命である、帝國民は此崇高なる大目的達成の爲には、斷乎として其所信を貫徹せねばならぬ。

明治開國に先だつ數年、帝國は僅々數隻の黑船に對してすら國を擧げて驚愕した、此微弱なる國力を以てすら列國の野望威壓を排除してよく今日の大を爲した、世界各國は此事實を認識せなければならない。

同時に國民は、當時の先覺者が滿身是忠肝義膽、身命を邦家に捧げて止まざりし忠烈を想起せねばならない。

孤立敢て恐れず、過去一年有半は既に事實上孤立の一年有半であつた。帝國の友誼を重んずる、假令脫退するも聯盟構成の各國との國交はもとより渝るべきではないが、他國にして之を强ひるに於ては、帝國は須く名譽の孤立を守り、極東の雄邦として大亞細亞の平和の爲邁進するであらう。

經濟封鎖敢て辭せず、帝國は友邦滿洲國と提携し、悠々自給の計を立てゝ國力の大を爲すであらう。

而して帝國が此大使命達成の爲には前途に幾多の艱難の横るものあるを覺悟せねばならない。而して國民が、明治維新の先覺者の偉業を回顧し、其忠烈を思ふ時は現下の難局に處するの道自ら明である。

我等は東洋永遠の平和の爲に、擧國一致臥薪嘗膽以て前途の盤根錯節を排除せなければならない。

古語に曰く「陽氣の發する處金石も亦徹る、精神一たび到らば何事か成らざらん」と、國民が此意氣を以て勇往邁進するに於ては、帝國を蔽ふ妖雲も軈ては霧散し天日爲に明にして、全世界は窮極に於て平和の理想の實現を見るであらう。

最後に一言したい、我が國民は由來熱し易く冷め易すいとの定評がある、抑々今次事變の解決たるや極東の平和は勿論、全世界の平和の礎たらんとするものであるから、解決の爲多く時日と努力を要すべきは論を俟たない。嘗て先人は臥薪嘗膽の十年を以て皇國を極東の日本より世界の日本に進展せしめた。今や帝國は堅忍持久の大精神を以て世界の爲皇國の使命達成に努めねばならぬ。十年を要するや二十年を要するや、未だ知るべくもない。實に帝國は聯盟は元より全世界の認識を正すべき責務を有して居る。全世界の誤解を排除して邁進せざるべからざる難局に直面して居る。滿洲國を援助して其健全なる發達を助成するの大使命を有して居る。

世人口を開けば非常時と謂ふ。現に眞に非常時である。然し非常時と謂ひ難局といふは、恐怖に動機するものであつては斷じて相成らない。然しながら、帝國が東洋平和確立の爲負擔せる重荷は、益、切實に加はつたのである。甦生日本が自主的の歩みを行はんとしたならば、幾多の經緯を伴ふこともあらうから、擧國一體、精神動員を確立し、堅忍持久目的に向て邁進せねばならぬといふ處に非常時の意義がある實に此非常時の標語の裡には平和の哲理實現の爲將來に亙る進展建設の意氣込を、大々的に内藏して居ることを忘れてはならない。

今や國民は一致協力問題の解決に精進して居るが、若し中道にして志を變ふるが如きこ

とあらんか、帝國正義の行動は徒らに列國の嘲笑讒侮の的となり、國威を失墜するは元より東海の孤島に壓迫せられて、遂には飢餓に泣くの慘狀を見るに至るべく、東洋平和の大使命達成の念願も亦達するに由なきに至るであらう。

たる個人に其權能の一部を委託することを得べきなり

八

和協委員會の委員は法律關係事項に就ては一九三二年三月十一日の總會の決議第一部及第二部に依り指導せらるべく又專實關係事項に就ては調査委員會報告の最初の八章に掲げたる實の認定に依り指導せらるべく將又考案すべき解決に就ては決議第四項に從ひ調査委員會報告書第九章記載の諸原則及結論を基礎とし之を求むべきものなり

此點に關聯し十九人委員會は滿洲に於て樹立せられたる現政權を日本が承認したること及他の聯盟國は同樣の措置に出で居らざることを承知せり

九

尚調査委員會報告書が第九章中（總會は本決議第四項に於て同章の原則及結論を紛爭處理の交渉の基礎として採用せり）に一九三一年九月以前の狀態への單なる復歸は永續的處理を確保するに十分ならざるべく又滿洲に於ける現政權の維持及承認、解決と見做さるべき政權は現在のものに格段なる變更を加ふることなくして發展せしめらるべき旨述へ居ることを記述せらるべきなり

決議及理由書(議長宣言案)一覽表

十二月十五日決議案及理由書案

第一決議

總會は規約第十五條の條項に依る總會の第一義務は
一 紛爭の解決を齎さんが為努力するにあること、従て差當り紛爭の事實及之に對する勸告を記載せる報告書を作成するの任務を有せざることを認め

二 一九三二年三月十一日の總會決議を以て、紛爭解決に對する國際聯盟の態度を決定せる原則を樹立したることを想起し

三 此種紛爭解決に際しては國際聯盟規約、巴里不戰條約及九國條約の規定が尊重せらるべきことを確認す

四 當事國と連絡し且調查委員會報告書第九章に掲げられたる原則を基礎として、同報告書第十章に記されたる示唆を參照しつゝ解決に到達せんが為、交渉を為すの義務を有する一委員會を設くることを決定す

五 該委員會を構成する為特別十九人委員會に代表せられたる聯盟國を任命す

六 米合衆國及蘇聯邦が交渉參加を受諾することの望ましきことを想起し、該委員會に對し米合衆國及蘇聯邦の政府を招請して、交渉に加はらしむべき任務を負はしめ

七 委員會に對し其使命を達成する為、必要と思惟する方法を講ずるの權能を賦與す

八 委員會に對し一九三三年三月一日迄に其經過を報告せんことを要求す

九 委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし、兩當事國が斯くの如き期間に關し同意し得ざるときは、委員會は總會に對し本問題に就き其報告を提出すると同時に提案を為すべし

一〇 總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速に之を召集することを得

第二決議

總會は一九三一年十二月十日の理事會決議に依り設置せられたる調查委員會が、國際聯盟に對し貴重なる援助を與へたることを感謝し、同時に其報告が誠意あり而も公平なる業績の一實例となるべきことを宣言す

理由

一 總會は十二月九日の決議に於て特別委員會に對し
一 調查委員會の報告書、當事國の意見書及如何なる形式によりて為されたるやを問はず、總會に於て表示せられたる、諸種の意見及示唆を研究すること
二 一九三二年二月十九日の理事會の決議に依り總會に附託せられたる紛爭を解決せんが為提案を作製すること
三 出來得る限り速に之等提案を總會に提出することを求めたり

二 若し委員會にして總會に對し、事件の描寫及一般情勢に關する認識を提示するを要するに於ては、右記述に必要なる一切の資料は、調查委員會報告書の最初の八章中に之を發見するを得べし、蓋し右報告書は特別委員會の意見に依れば主要事項に關し權衡を得且公平にして完全なる記述なるを以てなり

三 然るに右調書作製は未だ其時期にあらず、總會は手段に依り紛爭の解決を達成するに努めざるべからず、而して若し右努力成功したる時は、總會は適當と思惟する事實を掲げたる調書を公表すべきなり、若し總會にして右努力に失敗する時は、同條第四項に依り紛爭事實の報告書及之に關する勸告を作成するは總會の義務なりとす

四 第十五條第三項に基く努力が繼續せらるゝ限り、規約中に規定せられたる各種の偶發事 …

杉村ドラモンド新案

第一決議

一 總會は規約第十五條の規定に依れば總會の第一義務は紛爭を處理する為努力するに在ること、從て目下の紛爭の事實及之に對する勸告を記載せる報告書を作成するの任務を有せざることを認め

二 總會は一九三二年三月十一日の總會決議に依り紛爭處理に關する國際聯盟の態度を決定せる諸原則を樹立したることを想起し

三 斯くの如き處理に際しては國際聯盟規約、巴里條約及九國條約の規定が尊重せらるべきことを確認す

四 十九人委員會が調查委員會報告書第九章に掲げられたる諸原則を基礎とし現實の事態を參酌しつゝ處理を為す目的を以て當事國と協力して和協確保の方に努力するの任務を有することを決定す

五 六 和協の實際的事業の為十九人委員會は小委員會を構成す

七 總會は右小委員會に對し其使命の遂行の為必要と認むる一切の措置を執るの權限を附與す

八 總會は右委員會に對し十九人委員會が一九三三年三月一日前に總會に報告を為し得る樣絶えず十九人委員會に其事業を通達せんことを求む

九 十九人特別委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし、兩當事國が該期間に關し同意し得ざるときは委員會は總會に對し其報告を提出すると同時に本問題に就き提案を為すべし

一〇 總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速かに之を召集することを得

第二決議

決議案第二は十二月十五日の案に同じ

二月四日

第一決議

一 總會は規約第十五條の規定に依 … 務は紛爭を處理する為努力 … て目下の紛爭の事實及之 … 載せる報告書を作成するの … とを認め

二 一九三二年三月十一日の … 爭處理に對する國際聯盟の … 原則を樹立したることを想 …

三 斯くの如き紛爭處理に際 … 約、巴里不戰條約及九國條 … らるべきことを確認す

四 十九人委員會は調查委員 … 掲げられたる諸原則及結論 … 其後進展し居れる事態に調 … する目的を以て和協達成 … 力して努力するの任務を有 …

五 六 該委員會を構成する為特 … 代表せられたる聯盟國を任 …

七 該委員會に對し其使命を … 思惟する措置を執るの權能 …

八 該委員會に對し一九三三 … 事業に關し報告せんことを …

九 該委員會は兩當事國の同 … 七月一日の總會決議中に言 … を決定するの權能を有すべ … の如き期間に關し同意し得 … は總會に對し本問題に付 其 … 同時に提案を為すべし

一〇 總會は其會期を繼續し … なるべく速かに之を召集す …

第二決議

總會は一九三一年十二月十日 … り設置せられたる調停委員會 … 貴重なる援助を與へたること … 報告が平和維持に對する聯盟 … て貴重なる貢獻たることを聲 …

理由

一 總會は十二月九日の決議 … に對し
一 調查委員會の報告書、 … 形式如何を問はず總會に … る諸種の意見及示唆を研 …
二 一九三二年二月十九日 … り總會に附託せられたる … 為提案を作成すること
三 出來得る限り速に之等 … すること … を求めたり

二 若し委員會にして總會に … 一般情勢に關する認識を提 … 於ては右記述に必要なる一 … 員會報告書の最初の八章に … べく尚右報告書は平和維持 … 力に對して極めて貴重なる …

三 然るに右樣調書の作成は … ず總會は聯盟規約第十五條 … 第一に和協手段に依り紛爭 … に努めざるべからず而して … たるときは總會は適當と思 … たる調書を公表すべきなり … 努力に失敗する場合には同 … 爭事實に關する報告書及之 … 成することは總會の義務なり …

四 右第十五條第三項に基く … る限り規約中に規定せられ …

決議及理由書(議長宣言案)一覽表

十二月十五日決議案及理由書案

杉村ドラモンド新案

一 總會は規約第十五條の規定に依れば總會の第一義務は紛爭を處理する爲努力するに在ること從て目下の處紛爭の事實及之に對する勸告を記載せる報告書を作成するの任務を有せざることを認め

二 一九三二年三月十一日の總會決議に依り紛爭處理に關する國際聯盟の態度を決定せる諸原則を樹立したることを想起し

三 斯くの如き處理に際しては國際聯盟規約及巴里條約及九國條約の規定が尊重せらるべきことを確認す

四 十九人委員會が調査委員會報告書第九章に掲げられたる諸原則を基礎として現實の事態を參酌しつつ處理を爲す目的を以て當事國と協力して和協確保方に努力するの任務を有すること を決定す

五 和協の實際的事業の爲十九人委員會は小委員會を構成す

六 該委員會を構成する爲特別十九人委員會に代表せられたる聯盟國を任命す

七 該委員會に對し其使命を達成する爲必要と思惟する措置を執るの權能を賦與し

八 該委員會に對し一九三三年三月一日迄に其事業に關し報告せんことを要求す

九 該委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし兩當事國が斯くの如き期間に關し同意し得ざるときは委員會は總會に對し本問題に付其報告を提出すると同時に提案を爲すべし

一〇 總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速かに之を召集することを得

決議案第二は十二月十五日の案に同じ

決議

總會は規約第十五條の條項に依る總會の第一義務は

一 紛爭の解決を齎さんが爲努力するにあること、從て差當り紛爭の事實及之に對する勸告を記載せる報告書を作成するの任務を有せざることを認め

二 一九三二年三月十一日の總會決議を以て、紛爭解決に對する國際聯盟の態度を決定せる原則を樹立したることを想起し

三 此種紛爭解決に際しては國際聯盟規約、巴里不戰條約及九國條約の規定が尊重せらるべきことを確認す

四 當事國と連絡し且調査委員會報告書第九章に掲げられたる原則を基礎として、同報告書第十章に記されたる示唆を參照しつゝ解決に到達せんが爲、交渉を爲すの義務を有する一委員會を設くることを決定す

五 該委員會を構成する爲特別十九人委員會に代表せられたる聯盟國を任命す

六 米合衆國及蘇聯邦が交渉參加を受諾することの望ましきことを想起し、該委員會に對し米合衆國及蘇聯邦の政府を招請して、交渉に加はらしむべき任務を負はしめ

七 委員會に對し其使命を達成する爲、必要と思惟する方法を講ずるの權能を賦與す

八 委員會に對し一九三三年三月一日迄に其經過を報告せんことを要求す

九 委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし、兩當事國が斯くの如き期間に關し同意し得ざるときは、委員會は總會に對し本問題に就き其報告を提出すると同時に提案を爲すべし

一〇 總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速に之を召集することを得

第二決議

總會は一九三一年十二月十日の理事會決議に依り設置せられたる調査委員會が、國際聯盟に對し貴重なる援助を與へたることを感謝し、同時に其報告が誠意あり而も公平なる業績の一實例となるべきことを宣言す

理由書

一 總會は十二月九日の決議に於て特別委員會に對し調査委員會の報告書、當事國の意見書及如何なる形式によりて爲されたるやを問はず總會に於て表示せられたる、諸種の意見に示唆を研究すること

二 一九三二年二月十九日の理事會の決議に依り、總會に附託せられたる紛爭を解決せんが爲提案を作製すること

三 出來得る限り速に之等提案を總會に提出することを求めたり

二 若し委員會にして總會に對し、事件の描寫及一般情勢に關する認識を提示するを要する調査委員會報告書に必要なる一切の資料は、調査委員會報告書の最初の八章中に之を發見するを得べし、蓋し右報告書は特別委員會の意見に依れば主要事項に關し權衡を得且公平なる記述なるを以てなり

三 然るに右調書作製は未だ其時期にあらず、總會は手段に依り紛爭の解決を達成するに努めざるべからず、而して若し右努力成功したる時は、總會は適當と思惟する事實を掲げたる書を公表すべきなり、若し失敗する時は、同條第四項に依りて紛爭努力書に關する勸告を作成するは總會の義務なりとす

四 第十五條第三項に基く努力が繼續せらるゝ限り、規約中に規定せられたる各種の偶發事故發生の場合に於ける總會の責任感は、總會をして特に保守的地位に留まる餘儀なくせしむ、乃て本特別委員會は、本月總會に提示したる決

一 總會は十二月九日の決議に於て其特別委員會に對し調査委員會の報告書、當事國の意見書及形式如何なる形式によりて爲されたるやを問はず總會に於て表示せられたる諸種の意見及示唆を研究すること

二 一九三二年二月十九日の理事會の決議に依り總會に附託せられたる紛爭を處理せんが爲提案を作成すること

三 出來得る限り速に之等提案を總會に提出することを求めたり

二 若し委員會にして總會に對し事件の描寫及一般情勢に關する認識を提示するを要する認識に必要なる一切の資料は、調査委員會報告書に之を發見するを得べく尚右報告書は平和維持に關する聯盟の努力に對して極めて貴重なる貢獻なり

三 然るに右樣調書の作成は未だ其時期にあらず、總會は聯盟規約第十五條第三項に從ひ先づ第一に和協手段に依り紛爭の處理を達成するに努めざるべからず而して若し右努力成功したる時は、總會は適當と思惟する事實を掲げたる調書を公表すべきなり、若し失敗する時は、同條第四項に依りて紛爭努力に失敗する場合には同條第四項に依り紛爭事實に關する報告書及之に對する勸告を作成すること總會の義務なりとす

四 右第十五條第三項に基く努力が繼續せらるる限り規約中に規定せられたる各種の偶發事故發生の場合に於ける總會の責任感は總會をして特に滑極的立場を執る餘儀なくせしむ、乃て本特別委員會は本月總會に提示したる決

議

九　委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし、兩當事國が斯くの如き期間に關し同意し得ざるときは、委員會は總會に對し同意し得ざるときは、委員會は總會に對し其報告を提出すると同時に提案を爲すべし

一〇　總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速に之を召集することを得

第二決議

總會は一九三一年十二月十日の理事會決議に依り設置せられたる調査委員會が、國際聯盟に對し貴重なる援助を與へたることを感謝し、同時に其報告が誠意あり而も公平なる業績の一實例となるべきことを宣言す

理由書

一　總會は十二月九日の決議に於て特別委員會に對し

一　調査委員會の報告書、當事國の意見書及び如何なる形式によりて爲されたるや、を問はず、總會に於て表示せられたる、諸種の意見及び示唆を研究すること

二　一九三二年二月十九日の理事會の決議に依り、總會に附託せられたる紛爭を解決せんが爲、提案を作成すること

三　出來得る限り速に之等提案を總會に提出することを求めたり

二　若し委員會にして總會に對し、事件の描寫及一般情勢に關する認識を提示する要なる一切の資料は、調査委員會報告書の最初の八章中に之を發見するを得べし、蓋し右報告書は特に委員會の公平なる記述なるを以てなり

三　總會は右調書作製は未だ其時期にあらず、然るに手段に依り紛爭の解決を達成するに努めざるべからず、而して若し右努力成功したる時は、總會は適當と思惟する調書を公表すべきなり、若し總會にして右努力に失敗する時は、同條第四項に依り紛爭事實の報告書及之に關する勸告を作成するは總會の義務なりとす

四　第十五條第三項に基く努力が繼續せらるる限り、規約中に規定せられたる各種の偶發事故發生の場合に於ける總會の責任を保留して、仍て本特別委員會に留まる儀なくせしむ、本日總會は提示したる決議案に於て和協を目的とする提案を次第なり

五　三月十一日の總會の決議に依り、特別委員會は當事國と共同して紛爭解決の途を開くことに努むべきことを命ぜられたり、米合衆國及蘇聯邦が當事國の代表との協力に當り、交渉に參加方受諾するは望ましきことなるを以て、右兩國政府の交渉參加方招請を提議したり

六　右兩國の協力に關し、現在企圖し居る所は單に和協談解を避けんが爲、且非聯盟國たるに依る解決交渉なることを明瞭ならしめんが爲、特別委員會は同委員會が此目的の爲には右交渉を爲す責任を有する新なる委員會と見做され、且右資格に於て米合衆國及蘇聯邦に參加せんことを招請するの權能を與へらるべきことを勸告す

七　交渉委員會は其使命を成就する爲、必要なる一切の權能を有すべし、該委員會は殊に專門家に協議することを得、又該委員會は適切と認むる場合は、一若は多くの小委員會又は一人若は多數の特に資格を認められたる個人に其權能の一部を委託することを得べきなり

八　交渉委員會の委員は、法律關係事項に就て第一部の總會の決議第一項に依り指導せらるべく又事實關係事項に就ては調査委員會報告書に基礎を置くべく、又第二部に依り指導せらるべく最初の八章は調査委員會報告書に當りては委員は調査委員會報告書に基礎を置くべく、又第九章は諸原則の第十章にある示唆を參照すべし

九　右に關し特別委員會は、本紛爭の特性たる特異なる環境に於ては、單に一九三一年前の情態に復歸することは恒久的解決を確保するに十分にあらず、又滿洲に於ける現政權の維持に亦解決と見做し得ざるものと思考す

議長宣言）

理由書の形式に改め內容を十二月十五日の案とし第九項に對し反對宣言をなす

決議案第二は十二月十五日の案に同じ

一　總會は十二月九日の決議に於て特別委員會に對し

一　調査委員會の報告書、當事國の意見書及び如何なる形式によりて爲されたるや、を問はず、總會に於て表示せられたる、諸種の意見及び示唆を研究すること

二　一九三二年二月十九日の理事會の決議に依り、總會に附託せられたる紛爭を解決せんが爲、提案を作成すること

三　出來得る限り速に之等提案を總會に提出することを求めたり

二　若し委員會にして總會に對し事件の描寫及一般情勢に關する認識を提示する要なる一切の資料は、右報告書の最初の八章に之を發見するを得べく、尚右報告書は平和維持に關する貴重なる貢獻なり

三　然るに右調書の作成は未だ其時期にあらず、總會は聯盟規約第十五條第三項に基く努力が繼續せらるる限り、第一段に依り紛爭の處理に關する各種の偶發事故發生の場合に於ける總會の責任を保留して、仍て本特別委員會に留まる儀なくせしむ、本日總會は提示したる決議案に於て和協を目的とする提案を次第なり

四　右第十五條第三項に基く努力が繼續せらるる限り規約中に規定せられたる各種の偶發事故發生の場合に於ける總會の責任を保留して、仍て本特別委員會に留まる儀なくせしむ、本日總會は提示したる決議案に於て和協を目的とする提案を次第なり

五　特別委員會は三月十一日の總會の決議に依り當事國と協力して紛爭處理の準備をなすことを命ぜられたり

六　和協委員會は其使命を達成する爲、必要なる一切の權能を有すべし、殊に專門家に協議することを得、又該委員會は適切と認むる場合は、一若は多くの小委員會又は一人若は多數の特に資格を認められたる個人に其權能の一部を委託することを得べきなり

七　和協委員會は其使命を達成する爲、必要なる一切の權能を有すべし、該委員會は殊に專門家に協議することを得、又該委員會は適切と認むる場合は、一若は多くの小委員會又は一人若は多數の特に資格を認められたる個人に其權能の一部を委託することを得べきなり

八　和協委員會の委員は法律關係事項に就て第一部の總會の決議第一項に依り指導せらるべく又事實關係事項に就ては調査委員會報告書に基礎を置くべく、又第二部に依り指導せらるべく最初の八章は調査委員會報告書に當りては委員は調査委員會報告書に基礎を置くべく、又第九章は諸原則の第十章にある示唆を參照すべし

九　尚調査委員會報告書が第九章中決議第四項に於て同章の原則及結論を得ざるべく、又將來に於ける變更なるべき旨述べしめらるべきなり

九　該委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし、兩當事國が斯くの如き期間に關し同意し得ざるときは、委員會は總會に對し本問題に付其報告を提出すると同時に提案を爲すべし

一〇　總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速に之を召集することを得

議 ｜ 第一決議 ｜ 理由書（議長宣言）

九 委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし、兩當事國が斯くの如き期間に關し同意し得ざるときは、委員會は總會に對し本問題に就き其報告を提出すると同時に提案を爲すべし

一〇 總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速に之を召集することを得

第一決議

總會は一九三一年十二月十日の理事會決議に依り設置せられたる調査委員會が、國際聯盟に對し貴重なる援助を與へたることを感謝し、同時に其報告が誠意あり而も公平なる業績の一實例となるべきことを宣言す

理由書（議長宣言）

一 總會は十二月九日の決議に於て特別委員會に對し

一 調査委員會の報告書、當事國の意見書及如何なる形式によりて爲されたるやを問はず總會に於て表示せられたる、諸種の意見及示唆を研究すること

二 一九三二年二月十九日の理事會の決議に依り、總會に附託せられたる紛爭を解決せんが爲提案を作製すること

三 出來得る限り速に之等提案を總會に提出することを求めたり

二 若し委員會にして總會に對し、事件の描寫及一般情勢に關する認識を提示するを要するに於ては、右記述に必要なる一切の資料は、調査委員會報告書の最初の八章中に之を發見するを得べし、蓋し右報告書は特別委員會の意見に依れば主要事項に關し權衡を得且公平にして完全なる記述なるを以てなり

三 然るに右調書作製は未だ其時期にあらず、總會は手段に依り紛爭の解決を達成するに努めざるべからず、而して若し右努力成功したる時は、總會は適當と思惟する事實を揭げたる調書を公表すべきなり、若し總會にして右努力に失敗する時は、同條第四項に依り紛爭事實の報告書及之に關する勸告を作成するは總會の義務なりとす

四 第十五條第三項に基く努力が繼續せらるゝ限り、規約中に規定せられたる各種の偶發事故發生の場合に於ける總會の責任感は、總會をして特に保守的地位に留まるを餘儀なくせしむ、仍て本特別委員會は、本日總會に提示したる決議案に於て和協を目的とする提案を爲すに止めたる次第なり

五 三月十一日の總會の決議に依り、特別委員會は當事國と共同して紛爭解決の途を開くことに努むべきことを命ぜられたり、當事國の代表との協力に當り、米合衆國及蘇聯邦が交渉に參加方受諾するは望ましきことなるを以て、右兩國政府の交渉參加方招請を茲に提議したり

六 誤解を避けんが爲、且非聯盟國たる右兩國の協力に關し、現在企圖し居る所は單に和協に依る解決交渉なることを明瞭ならしめんが爲、特別委員會は同委員會が此目的の爲には右交渉を爲す責任を有する新なる委員會と見做され、且右資格に於て米合衆國及蘇聯邦の兩政府を、右會合に參加せんことを招請するの權能を與へらるべきことを勸告す

七 交渉委員會は其使命を成就する爲、必要なる一切の權能を有すべし、該委員會は殊に專門家に協議することを得、又該委員會は適切と認むる場合は、一若は多くの小委員會又は一人若は多數の特に資格を認められたる個人に其權能の一部を委託することを得べきなり

八 交渉委員會の委員は、法律關係事項に就ては一九三二年三月十一日の總會の決議第一部及第二部を、又事實關係に就ては調査委員會報告の最初の八章の敍述を基礎とすべく、解決の考慮に當りては委員は調査委員會報告書第九章記載の、諸原則の基礎の上に解決を求むべく、同時に右報告の第十章にある示唆を參照すべし

九 右に關し特別委員會は、本紛爭の特性たる特異なる環境に於ては、單に一九三一年前の情態に復歸することは恒久的解決を確保するに十分にあらず、又滿洲に於ける現政權の維持及承認も亦解決と見做し得ざるものと思考す

九 十九人特別委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし兩當事國が該期間に關し同意し得ざるときは委員會は總會に對し其報告を提出すると同時に本問題に就き提案を爲すべし

一〇 總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速かに之を召集することを得

決議案第二は十二月十五日の案に同じ

理由書を議長宣言の形式に改め內容を十二月十五日の案とし第九項に對し反對宣言をなす

九 該委員會は兩當事國の同意を得一九三二年七月一日の總會決議中に言及せられたる期限を決定するの權能を有すべし兩當事國が斯くの如き期間に關し同意し得ざるときは委員會は總會に對し本問題に付其報告を提出すると同時に提案を爲すべし

一〇 總會は其會期を繼續し議長は必要に應じなるべく速かに之を召集することを得

總會は一九三一年十二月十日の理事會決議に依り設置せられたる調停委員會が國際聯盟に對し貴重なる援助を與へたることを感謝し同時に其報告が平和維持に對する聯盟の努力に對し極めて貴重なる貢獻たることを聲明す

一 總會は十二月九日の決議に於て其特別委員會に對し

一 調査委員會の報告書、當事國の意見書及形式如何を問はず總會に於て表示せられたる諸種の意見及示唆を研究すること

二 一九三二年二月十九日の理事會決議に依り總會に附託せられたる紛爭を處理せんが爲提案を作成すること

三 出來得る限り速に之等提案を總會に提出することを求めたり

二 若し委員會にして總會に對し事件の描寫及一般情勢に關する認識を提示するを要するに於ては右記述に必要なる一切の資料は調査委員會報告書の最初の八章に之を發見するを得べく尚右報告書は平和維持に關する聯盟の努力に對して極めて貴重なる貢獻なり

三 然るに右樣調書の作成は未だ其時期にあらず總會は聯盟規約第十五條第三項に從ひ先づ第一に和協手段に依り紛爭の處理を達成するに努めざるべからず而して若し右努力成功したるときは總會に適當と思惟する事實を揭げたる調書を公表すべきなり若し總會にして右努力に失敗する場合には同條第四項に依り紛爭事實に關する報告書及之に對する勸告を作成することは總會の義務なりとす

四 右第十五條第三項に基く努力が繼續せらるる限り規約中に規定せられたる各種の偶發事故發生の場合に於ける總會の責任感は總會をして特に消極的立場を執るを餘儀なくせしむ仍て本特別委員會は本日總會に提示したる決議案に於て和協を目的とする提案を爲すに止めたり

五 特別委員會は三月十一日の總會の決議に依り當事國と協力して紛爭處理の準備を爲すことを命ぜられたり

六七 和協委員會は其使命を達成する爲必要なる一切の權能を有すべく殊に專門家に協議することを得又適當と認むる場合は一若は多くの小委員會又は一人若は多數の特に資格を認めたる個人に其權能の一部を委託することを得べきなり

八 和協委員會の委員は法律關係事項に就ては一九三二年三月十一日の總會の決議第一部及第二部に依り指導せらるべく又事實關係事項に就ては調査委員會報告の最初の八章に揭げられたる事實の認定に依り指導せらるべく將又考案すべき解決に就ては決議第四項に從ひ調査委員會報告書第九章記載の諸原則及結論を基礎とし之を求むべきものなり此點に關聯し十九人委員會は滿洲に於て樹立せられたる現政權を日本が承認したること及他の聯盟國は同樣の措置に出で居らざることを承知せり

九 尚調査委員會報告書が第九章中（總會は本決議第四項に於て同章の原則及結論を紛爭處理の交渉の基礎として採用せり）に一九三一年九月以前の狀態への單なる復歸は永續的處理を確保するに十分ならざるべく又滿洲に於ける現政權の維持及承認も解決と見做さるゝを得ざるべく將又將來に於ける滿足すべき政權は現在のものに格段なる變更を加ふることなくして發展せしめらるべき旨述へ居ることを記述せらるべきなり

附錄第二

國際聯盟總會報告書は四部より成り、第一部は緒言にして、第二部は聯盟に於ける經過を、第三部は紛爭の主要なる事實を、第四部は勸告を記述して居る。本書中には外務省發表該報告書中重要なる第三第四を採錄す。

第三部　紛爭の主要なる事實

右回顧に依り理事會又は總會が、日支紛爭の解決を見出さんが爲、十六月以上に亙り引續き努力し來れることを知り得べし。聯盟規約の諸條項及其他の國際約定を基礎とし多數の決議採擇せられたり。既述せるが如き事件の歷史的背景の複雜性、後述するが如き日本が支那領土内に於て、廣汎なる權利を行使せる滿洲の特殊なる法律的地位、最後に滿洲の或部分に於ける日支官憲間に存せし錯雜且機微なる關係は、聯盟の爲せる交渉及調査の努力が、長期に亙りしことを是認するものにして且之を必要ならしめたり。然るに當事國の聲明に基き、且其參加を得て採擇したる決議を基礎として、理事會及總會が懷きたる事態の改善に關する希望は裏切られたり。反對に事態は不斷に惡化する傾向ありた

り。滿洲及一聯盟國の領域の他の部分に於て、調査委員會報告書が「假裝せる戰爭」と稱したる軍事行動繼續せられ來り且現に繼續せられつゝあり。

總會は本紛爭の主要事實を檢討し特に左の如き結論に達すると共に、左の如き事實を認めたり。

(一) 總會が付託を受けたる日支間の紛爭は、支那及列國に於て支那の主權の下に在り、且其完全なる一部なりと常に認め居りたる、滿洲に於て發生したるものなり。日本政府は調査委員會報告書に對する其意見書中に於て、「南滿洲鐵道附屬地として知らるゝ極めて狹隘なる地域に於て」露國に許與せられ、次で日本に依り繼承せられたる諸權利は、支那の主權と牴觸するとの議論を反駁し、「寧ろ反對に此等の權利は支那の主權に由來するものなり」と爲せり。

事實支那より露國に、次で日本に許與せられたる權利は、支那の主權に由來するものなり。一九〇五年の北京條約に於て「ポーツマス」條約に依り、露國が日本國に對して爲したる「一切の讓渡を清國政府は承認」せり。一九一五年日本が滿洲に於ける其權利を擴張する爲、要求を提出したる相手は支那にして、且右要求の結果として一九一五年五月二十五日の南滿洲及東部內蒙古に關する條約を締結せるは支那共和國政府なりき。

華府會議に於て一九二二年二月二日、日本代表部は、日本が南滿洲及東部內蒙古に於ける若干の優先權を拋棄する旨を聲明し、且「此決定を爲すに當り日本は常に支那の主權及機會均等の原則を顧慮し、公正且寬容なる精神に依り導かれ來れるものなり」と說明せり。華府會議に於て締結せられたる九國條約は、支那の總ての他の部分に對すると同樣に滿洲に對しても適用あり。最後に現紛爭の初期に於て、日本は滿洲が支那の完全なる一部にあらずと主張したることなし。

(二) 過去の經驗に依れば、滿洲を支配する者は、支那の他の部分少くとも北支那の事柄に付相當の勢力を行使し、且明白に各種軍事上及政治上の利益を有す。此等諸省を支那の他の部分より分離するときは、平和を危殆ならしむるが如き重大なる「イルリ

デンティスト」問題を惹起せしむること必然なり。

(三) 總會は此等の事實を記述するに當り、滿洲に存在せる自治の傳統を無視せるにはあらず。右傳統は極端なる場合には支那中央政府の特に弱かりし時代に於て、例へば張作霖元帥の全權委員をして「支那共和國東三省自治政府」の名に於て、「ソヴィエト」聯邦と東支鐵道、航行、境界劃定等に關する一九二四年九月二十日の協定を締結するを得しめたり。然れども同協定の規定に徵するに、東三省自治政府は同政府自體を以て、支那より獨立せる一國家の政府と思惟したるものにあらずして、東三省に於ける支那の利益に影響を及ぼすべき問題に關し、中央政府に於て數箇月以前「ソヴィエト」聯邦と協定を締結せるも、此等の問題に付ては同自治政府自ら「ソヴィエト」聯邦と交渉し得べしと信じたるものなること明かなり。右滿洲の自治は最初張作霖元帥、次で張學良元帥が民政及軍政雙方の長官たり、且自己の軍隊及自己の官吏を通じて東三省に於て實效的權力を行使せるの事實に依りても亦之を看取せらる。張作霖元帥が數回宣言せる獨立は、彼又は滿洲の人民が支那との分離を希望せることを意味せるものにあらず。彼の軍隊は支那が恰も外國なるかの如く之を侵略したるにあらずして、單に內亂の參加者として侵略したるに過ぎず。滿洲は一切の戰爭及「獨立」の期間を通し終始支那の完全なる一部たりしなり。加之一九二八年以降張學良元帥は支那國民政府の權力を承認せり。

(四) 一九三一年九月に至る四半世紀の間に於て、滿洲を支那の他の部分に聯結せる政治的及經濟的連鎖は益々鞏固と爲りたるが、同時に日本の滿洲に於ける利益の發展も止みたるにあらず。滿洲を構成せる「東三省」は支那共和國の治下に他の諸省支那人の移住の爲に廣く開放せられ、此等支那人は土地を所有することに依り、滿洲をして多くの點に於て長城以北に於ける支那の單純なる延長たらしめたり。約三千萬の住民中支那人又は之に同化せる滿洲人は二千八百萬なりと見積らる。加之張作霖元帥及張學良元帥治下に於て、支那人住民及支那の利益は滿洲の經濟的資源の開發及組織に關し、從

前に比し遙に大なる役割を演じたり。

他方日本は滿洲に於て、支那の主權の行使を全く例外的なる樣式及程度に於て制限するが如き效果ある權利を獲得又は主張せり。日本は事實上完全なる主權に該當する權力を行使し以て關東州租借地を統治せり。日本は滿洲鐵道會社を介して數箇の都市、竝に奉天及長春の如き人口大なる都會の重要なる部分を含む鐵道附屬地の施政に當れり。此等地域中に於て日本は警察、徵稅、敎育及公共事業を管理したり。日本は租借地に關東軍を、鐵道附屬地に鐵道守備隊を、又各地方に領事館警察を配する等、滿洲の若干部分に武裝部隊を存置し來れり。若し斯くの如き事態にして當時國雙方が自由に希望し又は受諾せるものなると共に、緊密なる經濟的及政治的協力に付、十分了解の上採りたる政策の表現及具體化なりとせば、軋轢及不斷の紛爭を釀すことなくして之を持續し得たるなるべし。然るに斯かる條件を缺くに於ては、右は相互の誤解及衝突を惹起するのみ。雙方の權利の交錯せること、時としては法律的地位の不明確なること、及

日本側の抱懷する滿洲に於ける其「特殊地位」の觀念と、支那の國權回復の要求との間の對立の顯著と爲れることとは、紛爭及事件を頻發せしむる源泉と爲れり。

(五) 一九三一年九月十八日以前にありては滿洲に於て兩當事國の一方は他方に對し正當なる苦情を有せり、即ち日本は論議の餘地ある權利を利用し、又支那官憲は論議の餘地なき權利の行使に對し障礙を設けたり。九月十八日事件の直前に於て正規の外交交渉及平和的手段の方法に依り、兩當事國間の諸懸案を處理する爲、各種の努力試みられたるが此等の手段は未だ其總てを盡したるものにあらざりき。然るに滿洲に於ける日支間の緊張は增大し、日本に於ける輿論の一動向は、必要あらば實力に依り一切の懸案を處理すべきことを唱導せり。

(六) 支那は現に過渡的且國家改造の時代に在る爲、中央政府の努力及既に達成せられたる相當の進步にも拘らず、過渡期の事態と不可分なる政治的擾亂、社會的混亂及分裂的傾向を必然的に伴ひつゝあり。

支那は國際協力政策の採用を必要とす。右政策の方法は國際聯盟に於て支那に對し、支那政府が其國民をして同國家の改造及安定を成就せしむる上に於て、必要とすべき諸制度を近代化する爲、引續き技術上の援助を供與するにあり。

華府會議に於て端を發せる國際協力政策の原則は、引續き有效なるも、其十分なる實行は支那に於て屢〻實行せられたる、激烈なる排外宣傳の爲に主として遷延せられたり。右排外宣傳は經濟「ボイコット」の使用及學校に於ける排外教育の兩方面に於て特に强調せられ、遂に現紛爭勃發の雰圍氣の釀成を助成するに至れり。

(七) 或事件に對する支那人の憤懣を表示し、又は或要求を支持する爲に一九三一年九月十八日の事件前に支那人が「ボイコット」を行使せしことは、既に緊張せる事態を更に惡化せしむるの外なかりき。一九三一年九月十八日の事件以後に於ける支那の「ボイコット」行使は復仇手段の範圍に入るものなり。

(八) 紛爭處理に關する國際聯盟規約の諸規定の目的は、國家間の緊張が國交斷絶を不可避的ならしむるが如きものと爲ることを阻止するにあり。調査委員會は日支間に存在せる紛議が、何れも夫れ自體に於て仲裁裁判に依り處理し得べかりしことを發見せり。此等紛議が重積して兩國間の緊張を增進したる理由あればこそ、外交交渉が不當に遷延せられたる結果、損害を蒙れりと思惟せる國家に於て、右事態に對し國際聯盟の注意を喚起するの義務あるものなり。

規約第十二條は紛爭の平和的處理に關する嚴格なる義務を包含す。

(九) 總會は一九三一年九月十八日—十九日の夜現場に在りたる日本將校は、自衛の爲行動しつゝありたりと自ら信じたるやも知れずとの可能性を排除せざるも、同夜奉天及其他の滿洲各地に於て執られたる日本軍隊の軍事行動を以て、自衛の手段と看做すを得ず。將又紛爭の全期間を通じ進展せる日本の軍事行動も、全體としては自衛の行動と看做すを得ず。加之自衛手段の採用は一國をして規約第十二條の規定に遵ふことを免かれしむるものにあらず。

（十）一九三一年九月十八日以來の日本軍憲の民政上及軍事上の活動は、本質的に政治的考慮に依りしことを示し居れり。東三省の漸進的軍事占領は順次滿洲に於ける總ての重要都市を支那官憲の手より奪ひ、而して各占領後には常に民政改組せられたり。日本文武官憲の一團は、九月十八日事件後に於て滿洲に存せし事態の解決策として、滿洲獨立運動を計畫し組織し且遂行し、此目的の下に若干の支那人の氏名及行動を利用し、且支那政權に對し不平を抱く小數民族及土著の團體を利用せり。日本參謀本部より迅速に援助及指導を受けたる右運動は、日本軍隊の存在に依りてのみ達成せらるゝを得たり。右運動は自發的且純眞なる獨立運動と認めらるゝを得ず。

前項に記述せる運動の結晶たる「滿洲國」の「政府」に於ける主要なる政治的及行政的權力は、現實に行政を指揮し且支配し得る日本人官吏及顧問の手中に在り、既述せる如く滿洲住民の大多數を成す支那人は、一般に右「政府」を支持せず之を以て日本側の一機關と看做せり。調査委員會が其報告書を完結せし後且理事會及總會が右報告書を考慮するに先ち、滿洲國は日本に依り承認せられたり。滿洲國は他の如何なる國に依りても未だ承認せられ居らざる處、此等諸國の中特に聯盟國に於ては斯くの如き承認は一九三二年三月十一日の決議の精神に反せりとの意見を有す。

一九三一年九月十八日の事件を誘致せる事態は、若干の特異なる性質を有す。右は日本の軍事行動の進展、滿洲國政府の創建及日本の同政府承認に依り引續き擴大せられたり。疑もなく本事件は、一國が國際聯盟規約の規定せる和協の機會を豫め利用し盡すことなくして他の一國に宣戰せる事件にあらず、將又一國の國境が隣接國の武裝軍隊に依り侵略せられたるが如き簡單なる事態にもあらず、蓋し滿洲に於ては曩に述べたる事情に依り示さるゝが如く、世界の他の部分に於て正確なる類例を見ざる幾多の特殊事態存するを以てなり。然れども支那領土の廣大なる部分が宣戰なくして實力を以て奪取せられ、且日本軍隊に依り占領せられたること、竝に右行動の結果として該部分がが支那の他の部分より分離せられ且獨立を宣言せられたることは異論を挾む餘地な

し。理事會は一九三一年九月三十日の決議に於て、日本政府は日本臣民の生命及財産の安全が有效に確保せらるゝに從ひ、既に開始せられたる日本軍隊の鐵道附屬地内への撤收を能ふ限り速に遂行すべく、且右の意嚮を出來得る限り迅速に且完全に實現せんことを希望する旨の日本政府代表の爲したる聲明を了承せり。更に理事會は一九三一年十二月十日の決議に於て九月三十日の決議を確認して兩當事國は總ての新なる事態の惡化を避け、且新なる戰鬪及人命の喪失を招來し得べき一切の行動を差控ふる爲必要なる一切の措置を執るべしとの兩當事國の約束を了承せり。

此等の事件に關聯して規約第十條に依り聯盟國は、總ての聯盟國の領土保全及現在の政治的獨立の尊重を約し居ることを指摘するを要す。

最後に規約第十二條に依り聯盟國は、若し國交斷絶に至るの虞ある紛爭發生するときは、之を仲裁裁判若は司法的解決又は理事會の審査に付すべきことを約し居れり。

假に一九三一年九月十八日前に存在せる緊張狀態の起源に付ては、當事國の雙方何れにも若干の責任在るが如しとするも、一九三一年九月十八日以降の諸事件の發展に關しては支那側の責任問題は起り得ざるものなり。

第四部　勸告

本部は規約第十五條第四項に基き總會が紛爭に付公正且適當と認むる勸告を記述したるものなり。

第一節

總會の勸告は本件の極めて特殊なる事情を考慮に置き且左記の原則、條件及考察を基礎とせり。

(甲)　紛爭の處理は國際聯盟規約、巴里條約及華府九國條約の規定を遵守すべし。

聯盟規約第十條は「聯盟國は聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し、且外部の侵略に對し之を擁護することを約す」と規定す。

不戰條約第二條に依れば締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛爭、又は紛議は

其性質又は起因の如何を問はず、平和的手段に依るの外之が處理又は解決を求めざることを約す」。

華府九國條約第一條に依れば

「支那國以外の締約國は左の通約定す

(一) 支那の主權、獨立竝に其領土的及行政的保全を尊重すること。

(二) 支那が自ら有力且安固なる政府を確立維持する爲、最完全にして且最障礙なき機會を之に供與すること。

(三) 支那の領土を通じて一切の國民の商業及工業に對する機會均等主義を、有效に樹立維持する爲各盡力すること。

(四) 友好國の臣民又は人民の權利を減殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲、支那に於ける情勢を利用すること、及右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふること」。

(乙) 紛爭の處理は一九三二年三月十一日の總會決議第一部及第二部の規定を尊重すべし。

本報告書に既に引用せる右決議に於て、總會は規約の規定が現下の紛爭に全部適用せらるべきものなること、殊に左の諸點に關し然るべきものなることを考慮せり。

(一) 條約の嚴重なる尊重の原則、

(二) 聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し、且外部の侵略に對し之を擁護することの聯盟國の爲したる約束、

(三) 聯盟國間に發生する一切の紛爭を平和的處理方法に附すべき聯盟國の義務。

總會は當時の理事會議長が一九三一年十二月十日の宣言中に於て表明せる原則を以て總會の原則と爲し又十二國理事が一九三二年二月十六日日本政府に對して爲せる、其要請中に第十條を無視して行はれたる聯盟國領土保全の侵害及其政治的獨立の毀損は、決して聯盟國に依り有效且實效的と認められ得ざる旨を宣言して、再び前記諸原

則を援用せることを想起せり。

總會は聯盟國間の國際關係及紛爭の平和的處理を規律する、前記諸原則は巴里條約と全然調和するものなりとの見解を述べたり。

總會に付託せられたる紛爭の處理の爲、總會が終局に於て執るべき措置に至る間、總會は上記の原則及規定の義務的性質を宣明し、且聯盟國は聯盟規約又は巴里條約に反する手段に依りて獲得せらるゝことあるべき一切の事態、一切の條約及一切の協定を認めざるの義務あることを宣言せり。

最後に總會は又日支紛爭の處理が當事國の一方の軍事的壓迫の下に於て求められ得べきことは規約の精神に反することを確認し、且一九三一年九月三十日及同年十二月十日兩當事國の同意を得て、理事會に依り採擇せられたる決議を想起せり。

(丙) 日支間に前記諸國際約定の尊重を基礎とする、永續的了解の成立を可能ならしむる爲には紛爭の處理は、調査委員會が表明せる左記の原則及條件に適合するを要す。

一　日支雙方の利益と兩立すること

兩國は聯盟國なり、各自聯盟より同一の考慮を拂はるゝことを要求するの權利を有す、兩國が利益を獲得せざる解決は平和の爲の收得たらざるべし。

二　「ソヴィエト」聯邦の利益に對する考慮

隣接國中の二國間に於て第三國の利益を考慮することなく平和を講ずるは、公正者は賢明ならざるべく將又平和に資する所以にもあらざるべし。

三　現存多邊的條約との一致

如何なる解決と雖も國際聯盟規約、不戰條約及華府九國條約の規定に合致することを要す。

四　滿洲に於ける日本の利益の承認

滿洲に於ける日本の權利及利益は無視することを得ざる事實にして之を承認せず、且滿洲と日本との史的關係をも考慮に入れざる如何なる解決も滿足なるものにあら

ざるべし。

五　日支兩國間に於ける新條約關係の成立

滿洲に於ける兩國各自の權利、利益及責任を新條約中に再び聲明することは、合意に依る解決の一部たるべきものにして、將來の紛糾を避け相互の信賴及協力を回復する爲に望ましきことなり。

六　將來に於ける紛爭の解決に對する有效なる規定

敍上に附隨的なるものとして、將來發生することあるべき比較的重要ならざる紛爭の、迅速なる解決を容易ならしむる爲規定を設くる要あり。

七　滿洲の自治

滿洲に於ける政府は支那の主權及行政的保全との一致の下に、東三省の地方的狀況及特徵に應ずる如く工夫せられたる、廣汎なる範圍の自治を確保する樣改めらるべし、新文治制度は善良なる政治の本質的要求を滿足する樣構成せられ、且運用せらるゝことを要す。

八　內部的秩序と外部的侵略に對する安全保障

滿洲の內部的秩序は有效なる地方的憲兵隊に依り確保せらるべく、外部的侵略に對する安全保障は、憲兵隊以外の一切の武裝隊の撤退と關係國間に於ける不侵略條約の締結とに依り與へらるべし。

九　日支兩國間に於ける經濟的提携の促進

本目的の爲兩國間に於ける新通商條約の締結望ましし、斯かる條約は兩國間に於ける通商關係を衡平なる基礎の上に置き、且之を兩國間の改善せられたる政治關係と一致せしむることを目的と爲すべし。

十　支那の改造に關する國際的協力

支那に於ける現時の政治的不安定は、日本との友好關係に對する障礙にして、且極東に於ける平和の維持が國際的關心事項たる關係上、世界の他の部分に對する危惧

なると共に、敍上に擧げたる條件は支那に於て鞏固なる中央政府なくしては實行すること能はざる所なるを以て、滿足なる解決に對する最終的要件は、故孫逸仙博士が提議せる如く支那の內部的改造に對する一時的の國際協力なりとす。」

第二節

本節の諸規定は規約第十五條第四項に依る總會の勸告なり。

既に紛爭處理に適用せらるべき原則、條件及考察を定めたるを以て

總會は左の如く勸告す。

(一) 滿洲に對する主權は支那に屬することを思ひ

(甲) 滿鐵附屬地外に於ける日本軍隊の駐在及右軍隊が同附屬地外に於て執りたる行動は、紛爭處理の準據すべき法的諸原則と兩立せざること、並に右諸原則と兩立すべき事態を出來得る限り速に樹立するの要あることに顧み

總會は同軍隊の撤收方を勸告す。事件の特殊なる狀況に鑑み以下に勸告せらるゝ交涉の第一次の目的は右撤收を計畫し其方法、段階及期限を決定することに在るを要す。

(乙) 滿洲に特有の地方的狀況、同地方に於て日本の有する特殊の權利及利益並に第三國の權利及利益に顧み

總會は支那の主權の下に置かれ、且支那の行政的保全と兩立すべき一機關を相當期間內に滿洲に於て設立せんことを勸告す。右機關は廣汎なる範圍の自治を有し、地方的狀況に調和し且現存の多邊的條約、日本の特殊權利及利益、第三國の權利及利益並に一般的に第一節(丙)に再錄せられたる原則及條件を考慮に入れたるものなるを要す。支那中央政府及同國地方官憲各自の權限並に兩國間の關係は、國際約定の效力を有すべき支那政府の宣言中に於て決定せらるべし。

(二) 前記(一)の(甲)及(一)の(乙)の二勸告に於て取扱ひたる問題の外に調査委員會報告書は第一節(丙)に既述せる紛爭處理の原則及條件を敍述するに當り、「極東の平和の基礎たる日支

兩國間の良好なる了解に影響を及すべき若干の他の問題に言及せるを思ひ

總會は兩當事國に對し、右原則及條件を基礎として此等の問題を解決せんことを勸告す。

(三) 前記の勸告を實施する爲必要なる交渉は、適當なる機關に依り行はるゝことを要するを思ひ

總會は左に特定せらるゝ方式に遵ひ、兩當事國間に交渉を開始せんことを勸告す。

各當事國は、當事國の他の一方も亦總會の勸告を受諾することを唯一の留保條件として、自國の關する限り總會の勸告を受諾するや否やを事務總長に、通報することを要請せらる。

當事國間の交渉は總會の組織する委員會の援助の下に左の方法に依り行はるべし。

總會は、、、國政府に對し、事務總長より兩當事國が總會の勸告を受諾する旨の通報に接すると共に、直ちに各一名の委員を指名せんことを茲に要請す。事務總長は米國政府及「ソヴィエト」聯邦政府に對しても亦右兩當事國の受諾を通報し、右兩政府が之を欲するに於ては各一名の委員を指名せんことを要請すべし。事務總長は兩當事國の受諾の通報接受後一月以内に於て交渉開始の爲適當なる一切の措置を執るべし。

交渉開始後聯盟國をして各當事國が總會の勸告に遵ひて行動し居るや否やを判定するを得しめんが爲

(イ) 委員會は其必要と認めたる都度交渉の狀態及殊に前記勸告(一)の(甲)及(乙)の適用に關する交渉に付報告すべく、(一)の(甲)に關しては委員會は如何なる場合に於ても交渉開始後三月以内に報告すべし。此等報告は事務總長に依り聯盟國及委員會に參加せる非聯盟國に通報せらるべし。

(ロ) 委員會は本報告書第四部第二節の解釋に關する一切の問題を總會に付託するを得べし。總會は規約第十五條第十項に從ひ本報告書の採擇せられたると同一の條件に於て右解釋を與ふべし。

事件の特殊なる狀況に顧み敍上の勸告は單なる一九三一年九月以前の原狀復歸を提示せす。右勸告は滿洲に於ける現政權の維持及承認も亦均しく之を排除するものなり。蓋し之が維持及承認は現存國際義務の根本原則とも兩立せず、又極東に於ける平和の基礎たるべき兩國間の良好なる了解とも兩立せざるを以てなり。

結局聯盟國は本報告書を採擇することに依り、特に滿洲に於ける現政權に關し本報告書中の勸告の實行を、阻害又は遲滯せしむることあるべき一切の行爲を差控ふべき意向なり。聯盟國は引續き法律上に於ても又事實上に於ても右政權を承認せざるべし。聯盟國は滿洲に於ける事態に關し一切の單獨行動を差控へ。且其行動に付聯盟國相互間及非聯盟國たる利害關係國と協調を繼續する意向なり。又聯盟國にして九國條約署名國たるものに關しては、同條約の規定に從ひ「其何れかの一が本條約の規定の適用問題を包含し、且右適用問題の討議を爲すを望さしと認むる事態發生したるときは、何時にても關係締約に十分にして且隔意なき交渉を爲すべきこと」を想起し得べし。

極東に於て本報告書の勸告に適合する事態を樹立することを、出來得る限り容易ならしむる目的を以て、事務總長は本報告書寫を巴里條約又は九國條約の署名國たる非聯盟國に送付し、此等諸國に對し此等諸國が右報告書に表明せられたる見解に同意し、且必要の場合には其行動及態度を聯盟國と一致せしめんことの總會の希望を通報することを委囑せらる。

附錄第三

國際聯盟報告に對する帝國政府聲明書（二月二十二日外務省發表）

十九人委員會報告書案に對する日本代表部の意見書

一　日本代表部は、本日十九人委員會に依り總會に提出せられたる報告書案に同意を表する能はざるを深く遺憾とす、同報告書中には日本に於て事實の陳述と認むるを得ざる幾多の點あり、報告書は多く調査委員會報告書より抽出せられたるものなり、日本政府は曩に右調査委員會報告書に對する意見を表明せるを以て、最早事實に關する論議に力を注ぐも益なしと認む。

二　元來現下の日支紛爭は支那に正當なる權限を有し、且實效的なる中央政府の缺如せることに起因す、君主政體が倒壞せられ軍閥首領間に爭覇抗爭が開始せられて以來、今日に至る二十一年間に亙り、支那に於ては前記の如き如何なる政府も存在したることなく、事態は益々惡化する一方なりき、而して一九二一年九月十八日の不幸なる事件に到達するが如き事態を醸成せるは、支那の狀態、國民黨及國民政府の排外的活動、殊に其排日的活動、日本の安全及存立にとりて死活的重要性を有する、滿洲に於ける支那側の官的及半官的煽動者に依る執拗且反覆的の挑發行爲等なりき。

滿洲が支那の名目上の主權より離脱することは、日本政府の意圖し若は欲したる所にあらず、而して若し聯盟にして事實を十分に判斷したるならんには、紛爭の初期に於て輕々に日本に對し論難的態度を執り、歐州の輿論を叫合して日本に對抗せしめ、延いて不幸なる結果に到達するが如き早急なる行動に出づることなかりしなるべし、斯かる聯盟の態度に對しては其後發生せる事態に關し少くとも或程度の批難を加へらるべきなり。

三　事件發生以來續出せる諸事態は、滿洲要人に滿洲獨立を樹立するの機會を與へたり。一九三二年九月十五日（滿洲國承認の日）に至る迄の間日本の執りたる軍事行動は、支那の現狀に鑑み必要なる自衛行爲なり、同日以降に於て日本の執りたる行動が同日兩

國間に署名せられたる議定書に基くものなり。右條約の取消は考慮の餘地なきことは日本代表部の再三述べたる通にして、右日本の態度は之を以て滿洲國方面のみならず、極東全般の平和及安全を確保する唯一の方途なりとする確信に基くものなり。右の基礎は必ずや支那の利益にも合致すべきものにして、日本は時と共に支那も滿洲國及日本と右の基礎に於て協商するに至るべしとの希望を固持するものなり。

四　滿洲國に於ける日本の政策は、同國内の秩序維持及外部よりの侵略に對する同國の安全の保持を援助し、以て日本の權益の保護を確保するに在り。而して右は同時に極東全般の平和維持に貢献すべし、日本に於て報告書案を受諾することは、東亞に於ける不安定乃至恐らくは混亂を招來するものなるべし、日本は終始聯盟規約、巴里條約及九國條約を含む諸條約の神聖を信ずるものなりと雖も、此等條約は只一般的原則を規定するに止まり、實際の適用に當りては當該事態の現實を當然考慮に入るゝを要す。聯盟の態度は右の如くならざるべからず、現下の日支紛爭の場合に於て、日本は支那に於ける例外的狀態を考慮して現實と調和する樣、此等條約の原則を適用するにあらざれは紛爭の根本的且終局的の解決は實現し得られざるものと確信す。日本は極東の平和及福祉を確保せんと努力するに當り、此等條約を該目的に缺くべからざる行動と調和せしむるの外なかりき。

五　滿洲國は獨立國として獨立せられし以來、著々進歩の一路を辿り來れり、勤勉且節約心に富む滿蒙漢各族は秕政の害毒より解放せられ、從來大部分を掠取せられし其の勞苦の果實を既に收め始めたり、此等住民は其未だ嘗て經驗せざりしが如き文治政府の支配の下に財政、鐵道、商業及工業方面に於て既に進歩を遂げたり。

大部分張學良軍の殘黨より成る敵對分子は殆ど全部鎭壓せられ、組織的反對は熱河省に於て繼續せられつゝあるに過ぎず。

六　熱河省には匪賊及張學良軍の殘黨あり、最近に及び張學良は聯盟が日支紛爭に關し示しつゝある態度に勢付けられ、且壽府に於ける事態の發展に絶えず注意を拂ひつゝ、

熱河省境及同省境内に其の部隊を集結しつゝありたり。右に關聯し張學良の指揮する匪賊及軍隊が久しきに亙り熱河東境外に進出し、滿洲國の中心を脅威しつゝありしことに付注意するを要す、斯くの如き方法に依り支那は聯盟に對し示威を試みつゝあり、熱河省は滿洲國の一部なり、日本は滿洲國との條約に依り同國の安全を確保するの義務あるを以て、右の事態に在りて無爲坐視するを得ず、若し張學良が其軍隊を關内に撤退するに於ては軍事行動は必要ならざるべし、總會の報告書採擇は學良の此等軍隊撤退拒絶の態度を更に硬化し、其結果日本が避けんことを切望し居る事態の擴大を見ることゝなるべし、本問題に關し事態の詳細なる事實を述べたる通告は二月二十日聯盟に送付せられたり。

七 (イ) 報告書案は規約中の諸原則の重要なることを强調するも、紛爭解決に對する有效なる方案を提供し居らず、報告書案は調査委員會の定めたる諸原則を紛爭處理の基礎とすべきことを提案し居れり。然るに同委員會は其提言せる十原則中の九

原則は、支那に强固なる中央政府無くしては實行し難き旨述ぶ、支那には斯かる政府なく且支那の歴史に照して同國の現狀を顧みるに、斯かる政府が實現すべき目前の見込なし、日本は斯くの如き遠隔且不確實なる結果を漫然と待つを得ず。

(ロ) 報告書案は「滿洲の主權は支那に屬す」と述べ居る處右は日本の見解と相違す。滿洲の主權は滿洲の人民に屬し、現今に於ては滿洲國に屬するものなり、滿洲の人民は歴史的權利に依り、人民の大多數の特質に依り、清朝諸皇帝の治下に於ける以外に、支那が滿洲を保有又は統治せることなき事實に依り、又張家が恣に政權を握りて爲したる秕政の故に、獨立の權利を有するものなり。而して滿洲の統治者たるべき正當の權利者として清朝前皇帝に優れる人ありや。

(ハ) 報告書案は日本軍隊の撤收を勸告し居る處、日本が一九三一年九月三十日及十二月十日の理事會決議に於て、鐵道附屬地内への撤兵に同意したるは事實なるも、日本が右撤兵に同意したるは、日本臣民の生命財産が確保せらるべきことを條件

とせるものなり。右に關聯し日本が一九三一年十二月十日の決議採擇に際し爲したる宣言、即ち日本の受諾は滿洲各地に於て猖獗を極むる匪賊及不逞分子の活動に對し、日本臣民の生命財産の保護に直接備ふるに必要なるべき行動を、日本軍が執ることを妨ぐるの趣旨にあらざる旨を述べたることを記憶するを要す、右の如き行動は明に滿洲の特殊狀況の爲必要なる例外的性質のものなり。

報告書案は滿洲國全體の安寧が、日本軍撤收後地方的憲兵隊に依り維持せらるべきことを考量し居るものと推定せらるゝ處、世界史上斯くの如き廣汎なる領域の安寧が、憲兵隊に依り保たれたる前例なし、右の提議は不合理にして實行不可能なり。若し日本軍が撤收せらるゝに於ては、滿洲は忽ち匪賊及張學良の軍隊に依り蹂躙せられ、無政府且混亂せる狀態を招來すべし。聯盟は報告書採擇の結果起るべき斯くの如き狀態に於て責任を受諾するの用意あるものなりや。

(ニ) 報告書案は紛爭處理を援助すべき委員會の組織を勸告し、右委員會に「ソヴィエト」聯邦及米國の代表を加ふることを提議し居れり。日本は組織法上の理由に依り曩に提案せられたる和協委員會に非聯盟國代表を加ふることに反對せるものにして、報告書案に示されたる委員會に關しても同一の態度を執るべきは論理上當然なり。

(ホ) 最後に報告書案は、滿洲に於ける現政權の維持及承認は問題の解決にあらずと確言し、聯盟諸國及其の他の諸國が現政權を法律上又は事實上承認することを差控ふべきことを提議し居れり。聯盟が右の如き判定を下し、且一國を承認するや否やの問題に付聯盟國及非聯盟國を動かし、又は單に道德的にもせよ之を拘束せんとするは、其權限を超えて行動するものと謂ふべし、何れにするも聯盟は平和の爲又滿洲國三千萬人民の福祉の爲に貢獻し能はざる冒險に乘出せるものと謂ふべく、斯くては聯盟が平和の基礎たる國家間の良好なる了解及友好的關係に對する障害となることあり得べし。

八　報告書案が全般的に支那に對し、平和提議の拒否及解決の回避を奬勵し居るは、不幸なり。其結果は極東に於ける各國民の幸福に對する危險充滿することゝなるべし、報告書の採擇は聯盟が達成せんと求めつゝあるものとは反對の結果を招來すべき惧あり、報告書は事態を激化し、之を危殆ならしめ且恐らくは重大なる結果を惹起する傾向あり。

九　日本は極東の治安維持に對し責任を有し、他の如何なる一國又は數國の團體と雖も右責任を負はざるべし、日本は滿洲國を激勵し健全にして著實なる發達を遂げしめ度き意向なり。同時に日本は支那に對し最高の好意と忍耐とを以て善處せんと欲す、日本の目的は日本と相並んで永遠に存立するを要する其隣大國との間の恒久的平和に在り、日本は其の眞意を了解し、且未曾有の驚異すべき事態に直面せる現下の東亞に於ける治安回復の大事業に關し、欣然日本と相提携し事に當るべき如何なる一友好國又は友好國の團體とも協力するに吝なるものに非ず。

一〇　要するに日本代表部は聯盟國が執らんとする行動の重要性に付此等諸國の深甚なる注意を喚起せんと欲す、報告書は本紛爭に包含せられたる諸問題は簡單なるものにあらずして極端に複雜なるものなること、竝に一切の事實及其歴史的背景に關し、徹底せる知識あるものゝみ之に關する確定的意見を表示し得る資格あることを其冒頭に記述せり、日本代表部は右記述に全然同意するものにして、本總會に於ける列國の代表に對し果して此等代表が一切の事實及歴史的背景に關し徹底せる知識を有し、本報告書に對し何等恥づる所なく投票するの資格ありや否やを敢て訊さんと欲す。報告書案は大體に於て「リットン」報告書を基礎とし居る處、「リットン」委員會は僅かに滿洲に於て六週間支那に於て十五週間を費したるに過ぎずして、而も支那に於ては大部分北平に滯留せることを想起するを要す。斯かる狀況に於て日本代表部としては「リットン」報告書は多くの賞讃すべき長所を有するも、事件に關する一切の事實を記載せるものなりとも、將又之のみを基礎として最終的判定を爲すべきものとも認め得ざること

とを主張する立場にあり、日本代表部は總會に對し其決定に先ち再考せんことを求むるものなり。

附錄第四

國際聯盟脫退に關する外務大臣通告文

帝國政府は東洋の平和を確保し延いて世界の平和に貢獻せんとする帝國の國是が各國間の平和安寧を企圖する國際聯盟の使命と其の精神を同じうすることを認め過去十有三年に亙り原聯盟國として又常任理事國として此の崇高なる目的の達成に協力し來りたるを欣快とするものなり而して其の間帝國が常に他の如何なる國にも劣らざる熱誠を以て聯盟の事業に參畫せるは嚴として動かすべからざる事跡なると同時に帝國政府は現下國際社會の情勢に鑑み世界諸地方に於ける平和の維持を計らんが爲には此等各地方の現實の事態に卽して聯盟規約の運用を行ふを要し且斯の如き公正なる方針に則り初て聯盟が其の使命を全うし其の權威の增進を期し得べきを確信せり。

昭和六年九月日支事件の聯盟付託を見るや帝國政府は終始右確信に基き聯盟の諸會議其の他の機會に於て聯盟が本事件を處理するに公正妥當なる方法を以てし眞に東洋平和の

增進に寄與すると共に其の威信を顯揚せんが爲には同方面に於ける現實の事態を的確に把握し該事態に適應して規約の運用を爲すの肝要なるを提唱し就中支那が完全なる統一國家に非ずして其の國內事情及國際關係は複雜難澁を極め變則、例外の特異性に富めること、從て一般國際關係の規準たる國際法の諸原則及慣例は支那に付ては之が適用に關し著しき變更を加へられ其の結果現に特殊且異常なる國際慣行成立し居れることを考慮に入るゝの絕對に必要なる旨力說强調し來れり。

然るに過去十七箇月聯盟に於ける審議の經過に徵するに多數聯盟國は東洋に於ける現實の事態を把握せざるか又は之に直面して正當なる考慮を拂はざるのみならず聯盟規約其の他の諸條約及國際法の諸原則の適用殊に其の解釋に付帝國と此等聯盟國との間に屢〻重大なる意見の相違あること明となれり其の結果本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告書は帝國が東洋の平和を確保せんとする外何等異圖なきの精神を顧みざると同時に事實の認定及之に基く論斷に於て甚しき誤謬に陷り就中九月十八日事件當時及其の後に於ける日本軍の行動を以て自衛の發動に非ずと憶斷し又同事件前の緊張狀態及事件後に於ける事態の惡化が支那側の全責任に屬するを看過し爲に東洋の政局に新なる紛糾の因を作れる一方滿洲國成立の眞相を無視し且同國を承認せる帝國の立場を否認し東洋に於ける事態安定の基礎を破壞せんとするものなり殊に其の勸告中に揭げられたる條件が東洋の康寧確保に何等貢獻し得ざるは本年二月二十五日帝國政府陳述書に詳述せる所なり。

之を要するに多數聯盟國は日支事件の處理に當り現實に平和を確保するよりは適用不能なる方式の尊重を以て一層重要なりとし又將來に於ける紛爭の禍根を芟除するよりは架空的なる理論の擁護を以て一段貴重なりとせるものと見るの外なく他面此等聯盟國と帝國との間に規約其の他の條約の解釋に付重大なる意見の相違あること前記の如くなるを以て玆に帝國政府は平和維持の方策殊に東洋平和確立の根本方針に付聯盟と全然其の所信を異にすることを確認せり仍て帝國政府は此の上聯盟と協力するの餘地なきを信じ聯

盟規約第一條第三項に基き帝國が國際聯盟より脱退することを通告するものなり。

附錄第五

内閣總理大臣告諭

茲に帝國政府が國際聯盟離脱の通告を爲すに方り畏くも　大詔を渙發せられ帝國の嚮ふ所を明かにし今後國民の進むべき道を示させ給へり　聖慮宏遠洵に恐懼感激に任ふるなし。

顧ふに國際聯盟の使命は世界の平和安寧を企圖するに在り是を以て帝國は其の旨趣に贊同し創設以來十有三年終始誠意を以て其の事業に協力し來れり然るに日支案件の一たび聯盟に附託せられてより十七箇月に亙りし本件審議の經過に徴し又其の結末として本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告書に據るに聯盟が帝國の正義公道に基き現實の事態に即して東洋の平和を確保するの外他意なき態度を正視せざること判明し且帝國と多數聯盟國との間に於ける國際聯盟規約等の解釋に就き重大なる意見の相違あること亦明白となり茲に帝國と聯盟とは平和維持の方策殊に東洋の平和確立の根本方針に關して全

く其の所信を異にすること瞭然たるものあるに至れり是に於て政府は東洋平和の確立に關する帝國の使命と滿洲國の獨立を尊重して其の健全なる發達を促進すべき帝國の責任とに稽へ更に我が國運の將來に就て愼重熟慮を重ねたる後遂に斷乎として聯盟を離脱するの已むなきを確信するに至れり。

然りと雖も國際平和の增進と世界文化の發達とに貢獻するは帝國の傳統にして且不動の國策なり向後も尙依然として人類の安寧福祉を目的とする國際事業に參與協力するの方針を一貫して何等渝はる所なし又敢て東洋に踏躇して偏安を事とするものにあらず益〻友邦の誼を敦くし正義公道を世界に宣布せむことを期するや固より言を俟たず列國も亦必ずや帝國の採れる既定の根本方針が世界の平和を增進すべき唯一の方途たることを自覺するに至るべきを確信して疑はざるなり。

但現下世界の各國は何れも不安の深刻なるものあり帝國亦其の圈外に超然たる能はず加之東亞の複雜なる政局に直面して滿洲國の建設事業完成に協力し更に進みて日滿支三國和協の基を開き極東の康寧を確立するの重責を荷ふ其の任太く重く正に是れ朝野奮起すべきの秋なり。

古來我が國民は艱難に遭遇するや必ず之を克服し轉禍爲福の成果を收めざるなし是れ國史の示す所にして國運の興隆窮りなき所以實に此に存す今此の難局に逢著し我が官民深く詔書の　聖旨を肝銘して擧國一心皆其の本務に勵精し大に綱紀を張り嚴に荒怠を戒め固陋の偏見に囚はれず矯激の思想に惑はず質實剛健自力更生の意氣を以て帝國使命の遂行に勇往邁進せば　明治天皇の偉業は昭和の聖代に於て更に一段の恢弘を加ふる所あるべく由て以て人類の幸福に寄與し　聖旨に副ひ奉る所あるは本大臣の深く全國民に期待する所なり。

昭和八年三月二十七日

内閣總理大臣　子爵　齋藤　實

631
252